



商店街への 出店を応援します

【八代市の支援制度】下表 1～3 のいずれかを選択

対象事業	補助率	補助上限額	備 考
1. 建設費補助	1/3	100 万円	※ 事業完了を報告した日から 6 月を経過する日までの間に閉店した場合は、建設費の 1/6 で限度額 50 万円。
2. 改装費補助	1/3	60 万円	※ 備品類は対象外 ※ 事務所出店の場合の上限額は 48 万円。 ※ 事業完了を報告した日から 6 月を経過する日までの間に閉店した場合は、改装費の 1/6 で限度額 30 万円（店舗のうち事務所に係るものについては、改装費の 1/6 で限度額 24 万円）。
3. 家賃補助	1/3	60 万円	※ 出店後 1 年間の家賃の 1/3 ※ 月の限度額 5 万円（年間 60 万円）

【八代商工会議所の支援制度】

出店 1 年目に市の支援制度を受けた店舗を対象として、2 年目に家賃補助を行っています。

対象事業	補助率	補助上限額	備 考
家賃補助	1/3	60 万円	※ 出店後 1 年間の家賃の 1/3 ※ 月の限度額 5 万円（年間 60 万円）



補助金に関するお問い合わせ

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
八代市役所 経済文化交流部 商工政策課

TEL 0965-33-8513
FAX 0965-33-4516